

サービス利用規約

第1条 法的合意

- 1) お客様は、次のいずれかを実行することにより、このサービス利用規約(以下「本規約」という)のすべての条項に同意したものとみなされ、本サービスに関して本規約に法的に拘束されます。
 - (a) 本サービス用のサービス提供者のウェブサイト上の『承諾』、『同意』またはそれらと同種のボタンをクリックしたこと、
 - (b) 別途サービス提供者と本サービスの利用に関する契約を締結したこと、または
 - (c) 本サービスの利用を開始したこと。
- 2) サービス提供者は、本サービスに特有の仕様または条件を反映する条項(以下「追加条項」という)を、本規約に追加して定めることができるものとし、追加条項が定められた場合、当該追加条項は、本規約に自動的に組み入れられ、本規約の一部となります。
- 3) お客様が第三者(お客様がその従業員である会社/組織を含む)の代わりに本規約に同意する場合または同意したとみなされる場合、お客様は、かかる同意をするための必要な権限を有するとともに、かかる同意につき責任を負うことを了承します。この場合、本規約における「お客様」とはその第三者を指すものとします。
- 4) サービス提供者は、いつでも本規約(本サービスに適用される追加条項がある場合はそれを含みます)を変更することができるものとします。サービス提供者が本規約を変更する場合、サービス提供者は、変更につきサービス提供者が指定する Web サイトまたは電子メール、その他の方法によりお客様に通知するものとします。お客様は、サービス提供者が変更後の本規約を最初に通知または開示した日から、変更後の規約に拘束されます。変更された本規約を確認する責任はお客様にあります。
- 5) 本サービスに追加された追加条項と本規約の条項の間に矛盾がある場合、当該追加条項が優先します。
- 6) 本規約のいかなる条項も、法令により制限、排除または修正することのできないお客様が享受する保証その他の権利(適用となる法令に定める法定の保証を含む)を制限、排除または修正するものではありません。

第2条 定義

本規約における用語の定義は次の通りとします。

- (a) 「富士フィルムビジネスイノベーション」とは、その本店を日本国東京都港区赤坂9-7-3(郵便番号107-0052)に置く日本国法人である富士フィルムビジネスイノベーション株式会社を意味します。
- (b) 「本サービス」とは、富士フィルムビジネスイノベーションまたは富士フィルムビジネスイノベーションの販売会社が、有償・無償を問わず、インターネットを経由してお客様に提供するサービスで、かつ、お客様が発行または提出する当該サービスの注文書・申込書(インターネット経由でサービスを注文または申込み場合はその画面)により本規約を当該サービスの利用の条件として引用または表示するものをいいます。
- (c) 「サービス提供者」とは、お客様が本サービスの利用のため発行または提出する注文書・申込書(インターネット経由で本サービスを注文または申込み場合はその画面)により特定される、本サービスをお客様に提供する富士フィルムビジネスイノベーションまたは富士フィルムビジネスイノベーションの販売会社をいいます。

第3条 本サービスの利用

- 1) お客様は、本規約に従うことを条件に、本サービスにアクセスし利用することができます。
- 2) サービス提供者は、お客様が本サービスを利用するにあたり、ファイルサイズ、格納できるデータの量、データを一度に処理できる量、その他の技術的制約などの合理的な利用上の制限を課することがあります。お客様は、お客様に割り当てられたデータ格納領域の容量が上限に達する前に、技術的な条件のために本サービスが停止する可能性があることを了解します。

第4条 利用環境

- 1) 本サービスの利用には、ある特定の技術的な利用環境(サービスに適応するハードウェアデバイス、インターネットへのアクセスおよびサービス提供者が指定するソフトウェア(別途お客様に料金をご負担いただく場合があります)など)が必要となる場合があります。前記の利用環境には定期的なアップデートおよび更新後の利用環境も含まれ、当該更新が本サービスの品質に影響を与える可能性もあります。お客様は、これらの利用環境の要求を実現することはお客様自身の責任であり、サービス提供者または富士フィルムビ

ビジネスイノベーションが当該利用環境の要求の実現につき何ら責任を負わないことに同意します。

2) 本サービスは、外部サービスと本サービスとを ID 連携することにより、外部サービスの認証情報を利用してログインすることにより利用できる場合があります。ただし、外部サービスに起因して本サービス利用できない場合、富士フイルムビジネスイノベーションはいかなる保証もせず、責任を負いません。

第 5 条 サービス用ソフトウェアの扱い

- 1) サービス提供者は、本サービスの一部としてまたは本サービスとともにお客様のデバイスにインストールされるソフトウェア(以下「サービス用ソフトウェア」という)の譲渡不可かつ非独占的な使用権を、有償または無償でお客様にライセンスすることがあります。サービス用ソフトウェアは本サービスの目的でのみ、別途サービス提供者が認める方法によって使用されます。
- 2) お客様がサービス用ソフトウェアの全部または一部を複製、変更、頒布、販売、貸与することは厳に禁止されています。また、お客様は、サービス用ソフトウェアのソース・コードの抽出を試みることもおよびリバースエンジニアリングもできません。
- 3) お客様は、サービス用ソフトウェアのインストール時または使用開始時に、別途サービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションによって指定されるライセンス条件を遵守する旨同意することを了承します。

第 6 条 お客様による問い合わせ

サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先に送られたお客様の問い合わせに対し助言します。追加条項に定めのない限り、お客様は本サービスの利用方法に関してのみ、問い合わせができます。サービス提供者は、サービス提供者の判断により、別途有償にて追加のサポートを提供することがあります。

第 7 条 再委託

サービス提供者は、その裁量により、本サービスの全部または一部を第三者に再委託できるものとします。ただし、サービス提供者は、再委託により本規約に基づくお客様に対する責任を免れるものではありません。

第 8 条 サービスの変更

サービス提供者は、その裁量により、本サービスの全部または一部を、お客様に対して何らの責任を負うことなく、随時変更、更新または廃止することができます。サービス提供者は、当該変更、更新または廃止の前にお客様に通知するように合理的な努力をいたします。サービス提供者が本サービス全体を廃止する場合、未履行分に相当する料金を返金いたします。

第 9 条 料金と支払い

- 1) お客様は、富士フイルムビジネスイノベーションまたはサービス提供者からの請求に従って、本サービスの対価(以下、「サービス料金」という)を、請求書に記載されたか、あらかじめ合意された支払方法および支払期日に従って支払います。サービス料金にかかる消費税および送金手数料は、お客様の負担とします。
- 2) お客様が支払期日までにサービス料金を支払わなかったとき、富士フイルムビジネスイノベーションまたはサービス提供者は、年利 12%の日割り計算された遅延損害金を請求することができるものとします。
- 3) お客様は、お客様が第三者から提供を受ける電話サービス、インターネット接続サービス等、本サービスを利用するにあたって必要となる、本サービス以外のサービスの対価を、お客様と第三者との契約に従って支払うものとします。富士フイルムビジネスイノベーションおよびサービス提供者は、これらの第三者が提供するサービスの対価に関し、何ら責任を負いません。
- 4) お客様が支払われたサービス料金は、本規約に別段の定めがある場合を除き、返金されないものとします。
- 5) お客様が、サービス提供者とサービス料金の支払いに関し、別途書面で合意している場合には、当該合意が本条 1) ないし 4) の定めに優先するものとします。
- 6) (i)本契約締結後の著しい経済変動、(ii)サービス提供者の提携事業者の料金改定、または(iii)その他本サービス

の提供コストが大幅に上昇する事由が生じた場合、サービス提供者は料金改定日の 2 カ月前までに書面でお客様に通知することにより、サービス料金を改定することができるものとします。ただし、料金改定がお客様に不利とならない場合、サービス提供者は、料金改定日の前日までにお客様に通知することにより、当該料金を改定することができるものとします。

第 10 条 ユーザーおよびユーザーID の管理

1) ユーザー

お客様は、お客様とサービス提供者との本サービスの利用に関する契約に基づき本サービスを利用する個人(以下「ユーザー」という)に対し、本規約の内容を周知するとともに、本規約の義務を遵守させ、そのユーザーの行為およびユーザーによって引き起こされた結果に責任を負います。

お客様とユーザーの間で紛争、訴訟等の問題が発生した場合、サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは一切その責任を負わないものとします。

2) 管理者

サービス提供者は、お客様に、次の役割を負う管理者(以下「管理者」という)を選任していただく場合があります。

- (a) お客様のユーザーが本サービスを使用するための ID(以下「ユーザーID」という)の登録、管理
- (b) サービス提供者との連絡

お客様は、サービス提供者に、お客様管理者を通知するものとします。管理者を変更する場合、サービス提供者に通知するものとします。

- 3) ユーザーID およびそのパスワードの使用および管理、ならびにそのセキュリティの維持に関する責任はお客様が負うものとします。ユーザーID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害について、サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、何ら責任を負わないものとします。
- 4) サービス提供者は、ユーザーID とそのパスワードを使用した者をユーザーとみなすものとし、お客様はこれに同意します。
- 5) 1 つのユーザーID は 1 ユーザーのみに対し付与され使用されるものであり、複数のユーザーにより共用されてはなりません。
お客様は、ユーザーID およびパスワードを第三者に開示、譲渡、貸与、交換または共有してはならないことを認識し、管理者およびユーザーが、ユーザーID およびパスワードを第三者に開示、譲渡、貸与、交換または共有しないよう管理するものとします。
- 6) 第三者がユーザーとして本サービスを利用する場合であっても、ユーザーID およびパスワードが一致しているかぎり、当該第三者による本サービスの利用はお客様による使用として、お客様は、サービス料金ならびに適用となる税金をサービス提供者に支払うものとします。
- 7) お客様は、ユーザーが本サービスの最終利用日から所定の期間内に再アクセスしなかった場合、サービス提供者によって当該ユーザーのユーザーID を削除されることを了承します。サービス提供者によって当該ユーザーID が削除された場合にお客様またはユーザーに生じた損害について、サービス提供者は、何らの責任も負わないものとします。

第 11 条 お客様データおよびコンテンツ

- 1) お客様は、お客様およびユーザーならびに第三者が本サービスに格納または提供するコンテンツについて、サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションが一切の責任を負わないことに同意するものとします。
- 2) お客様は、お客様およびユーザーが本サービスに格納し、または提供するお客様データの内容について、サービス提供者が確認する義務を負わないことに同意するものとします。
サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、常にお客様データが社会通念上不適切なものではないかおよび本規約を遵守したものであるかを判断する権利を留保するとともに、当該お客様データが本規約に違反し、その他社会通念上適切でないと思われるときは、いつでも、予告なく、独自の裁量により、そのお客様データを事前に選別、移動、拒絶、修正および/または削除することができます。
- 3) サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、いかなる場合においても、本サービスの利用によって生じるお客様データおよびプログラムの破損、消失に対して責任を負わないものとします。

第12条 制限事項

- 1) 本規約に明示された場合を除き、お客様は、次の行為をしてはならないものとします。
 - (a) 本サービス上の権利を第三者に譲渡する、または本サービス上の権利に担保権を設定する行為
 - (b) 本サービスの全部または一部を構成部分として組込んだプログラムを作成し、当該プログラムを開示、販売、賃貸または第三者に使用許諾する行為
 - (c) 本サービスの一部または全部をリバースエンジニアリングする行為
 - (d) サービス提供者が提供または許可した利用方法およびインターフェース以外の手段で、本サービスにアクセスする行為
 - (e) 第三者に本サービスの使用または便益を提供することでサービスの提供者としてふるまう行為
 - (f) サービス提供者または第三者の財産権、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為
 - (g) サービス提供者または第三者に不利益もしくは損害を与える行為
 - (h) 本サービスの提供を妨害する行為
 - (i) コンピューターワーム、トロイの木馬、コンピューターウイルス、またはその他有害もしくは悪意のあるプログラム(以下「有害プログラム」という)を、送信またはばら撒く行為
 - (j) 違法、中傷的、名誉毀損、プライバシー侵害、脅迫的、不法、侮蔑的、迷惑、悪意的、人種・民族差別的、性的または猥褻な行為その他社会通念上不適切な行為を行うために本サービスを使用する行為
 - (k) 法令に違反する行為
 - (l) (a)ないし(k)のいずれかを行おうとする行為
 - (m) 第三者に(a)ないし(k)のいずれかを行わせる行為
- 2) お客様は、次の事項に合意するものとします。
 - (a) サービス提供者または富士フィルムビジネスイノベーションが本サービスに関連して提供する指示書その他の関連書類等の書面に記載される指示事項に従うこと
 - (b) 本サービスの運営を妨げないよう、合理的な注意を払って本サービスを利用すること
- 3) お客様は、次の事項に自ら責任を負うものとします。
 - (a) 本サービスの利用に必要なすべての機材・機器の調達
 - (b) 本サービスの利用を通じてアップロードし、ダウンロードし、転送し、または格納するあらゆるデータの使用
 - (c) 定常的なデータのバックアップおよびバックアップデータの保守・管理
 - (d) ウイルス対策ソフトの導入等の有害プログラムへの感染予防対策

第13条 知的財産権

- 1) 本規約は、本サービスを利用するための条件のみを定めるものであって、サービス提供者または富士フィルムビジネスイノベーションからお客様へ本サービス(サービス用ソフトウェアを含む。以下本条において同じ)に関するいかなる権利の譲渡の条件を定めるものではありません。本サービス(本サービスのためのバックアップコピーを含む)およびサービス提供者または富士フィルムビジネスイノベーションが提供したすべての文書および報告書(オンラインでまたは本サービスとともに公開した文書を含む)に関するすべての権利および利益は、常にサービス提供者、富士フィルムビジネスイノベーションまたはそのライセンサーに独占的に帰属します。

お客様はサービス提供者の費用負担により、本サービスに関するサービス提供者、富士フィルムビジネスイノベーションまたはそのライセンサーが有する権利の維持・管理に必要な合理的な協力をするものとします。サービス提供者、富士フィルムビジネスイノベーションまたはそのライセンサーは、本規約でお客様に明示的に付与されていないすべての権利を留保します。

- 2) 本サービスは、日本国およびその他の国の著作権法および国際条約ならびにその他の法律によって保護されています。
- 3) お客様は、本サービスの構造、構成およびサービス用ソフトウェアのソース・コードが、サービス提供者、富士フィルムビジネスイノベーションまたはそのライセンサーが排他的に所有する財産的価値のある企業秘密および機密情報であることを認識し、かつ、企業秘密および機密情報として取り扱われ保護されるべきものであることを了承します。

第14条 サービスの中断

- 1) 不可抗力
サービス提供者は、自己の責に帰さない事由(自然災害、戦争、テロ行為、暴動、労働争議、行政処置、インターネットの障害など)に起因してサービスの全部または一部が停止または中断し、もしくは不十分な提供となることについて、一切の責任を負わないものとします。

- 2) サービスの中断
サービス提供者は、サービス提供にかかる設備機器およびソフトウェア（サービス用ソフトウェアを含む）の保守（アップデートを含む）、工事、定期点検、不測の障害またはエラーなどのやむを得ないまたは合理的な事由による場合、本サービスの一部または全部を中断することができるものとします。

本項に基づきサービス提供者がサービスの全部または一部を中断する場合、サービス提供者は、事前にお客様に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

- 3) お客様事由による中断
サービス提供者は、お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
(a) お客様が本契約に定める義務に違反したとき、
(b) 本サービスの利用に関し、お客様が、直接的または間接的に、サービス提供者または第三者の事業に対し重大な損害(設備およびデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたときまたはその恐れがあるとき。

第 15 条 保証の排除

- 1) 適用される法令が最大限許容する限りにおいて、本サービス(サービス用ソフトウェアを含む。以下本条において同じ)は「現状有姿」かつ「提供可能な限度」で提供されるものであり、サービス提供者、富士フィルムビジネスイノベーションおよびそのライセンサーは、商品性、特定目的適合性、品質が十分であること、正確性および第三者の権利侵害の不存在を含む、本サービスに関するあらゆる明示、黙示または法令上の保証を行わないものとします。

サービス提供者および富士フィルムビジネスイノベーションはさらに(i)本サービスがお客様の要件を満たすこと、または常に利用可能で、中断されることがなく、タイムリーで、安全で、外部からの侵入がなく、エラーがないこと、(ii)本サービスの利用から得られる結果の有効性、正確性または信頼性、(iii)本サービスまたは品質がお客様の期待に適合すること、または(iv)本サービス内のエラーまたは欠陥が修正されることについて、一切保証しないものとします。

- 2) 本サービスまたはその機能の全部もしくは一部は、言語または国によっては利用できない場合があり、サービス提供者および富士フィルムビジネスイノベーションは、本サービスまたはその機能の全部もしくは一部が、特定の場所において利用に適したものであり、または利用可能なものであることを表明しません。お客様が自ら本サービスへのアクセスおよびその利用を選択されたことにつき、その選択はお客様独自の意思によるものであり、お客様は、適用される法令を遵守する責任を負います。

第 16 条 お客様による保証

お客様は、(i)データの消失、破損もしくは配信等の遅延、(ii)本サービスの利用を通じてお客様のシステムまたは機器に感染した有害プログラム、または、(iii)本サービスにアクセスまたは使用する者（サービス提供者、富士フィルムビジネスイノベーションおよびそれらの再委託先の従業員を除く）による不法・違法なものに限られない全ての作為または不作為に関してまたは起因して、第三者からサービス提供者または富士フィルムビジネスイノベーションもしくはそのライセンサーに対してなされるあらゆる請求（サービス提供者または富士フィルムビジネスイノベーションもしくはそのライセンサーの故意または重大な過失に基づく請求を除く）からサービス提供者または富士フィルムビジネスイノベーションもしくはそのライセンサーを防御し、補償し、一切の損害を生じさせないようにするものとします。

第 17 条 賠償制限

- 1) 適用される法令が最大限許容する限りにおいて、サービス提供者、富士フィルムビジネスイノベーションおよびそのライセンサーは、本サービス（サービス用ソフトウェアを含む。以下本条において同じ）の利用または利用不能もしくは本サービスに関連するその他の事項より生じる逸失利益、信用、使用もしくはデータの喪失、代替の物品・サービスの調達費またはその他の無形の財産的損失を含みますがこれらに限定されない、直接損害、間接損害、付随的損害、特別損害、偶発的損害または懲罰的損害の賠償については、責任を負いません（サービス提供者がそれらの損害賠償の可能性について知らされていた場合であっても同様とする）。本条のいかなる定めも、サービス提供者の故意または重過失の違法行為に対するサービス提供者の責任を制限および除外するものではありません。

本規約から生じる、またはこれに関連するあらゆる事柄に対するサービス提供者および富士フィルムビジネスイノベーションの責任の総額は、当該責任を生じさせる事柄の発生前 1 カ月間にお客様が本サービスを使用するためにサービス提供者またはお客様が本サービスを発注した販売店に支払った総額を限度とします。

- 2) お客様は、本サービスが、本サービスに含まれるコンテンツ、データまたは情報に関する不具合もしくは情報の遅延、またはエラーもしくは不正確性によって、死亡、身体傷害、または重大な身体もしくは環境に対する損害を引き起こすような状況や環境(原子力施設、飛行機運航または通信システム、航空管制、生命救助または武器システムを含むがこれらに限定されない)において使用されることを意図したものでなく、また、使用に適さないものであることを了解します。
- 3) お客様は、サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションが次の各号のいずれかに該当する事項に対して一切の責任を負わないことに同意するものとします。
 - (a) お客様が使用する機器またはネットワーク環境に起因した本サービスの利用不能
 - (b) 本規約第 8 条または第 14 条に基づく本サービスの変更、停止、中断または不十分な提供による、本サービスの利用不能
 - (c) 本サービスに対する不正な攻撃、ウイルス、通信上の不法行為等による、損害の発生
 - (d) 本サービスの利用による、お客様データまたはプログラムの破損および紛失

第 18 条 本サービスの提供の終了

- 1) お客様による解約
お客様は、本サービスをいつでも解約することができます。ただし、お客様が本サービスを解約しても、未払いのサービス料を支払う義務を免れるものではなく、また、本規約に明示された場合を除き、解約前にお客様が支払ったサービス料の払い戻しはできません。
- 2) サービス提供者による終了
サービス提供者は、次のいずれかに該当する場合には、サービス提供者の裁量により、本サービスの全部または一部のお客様に対する提供をいつでも終了することができます。
 - (a) お客様が本規約の規定に違反した、またはお客様が本規約に従う意思がないか、従うことができないことを明らかに示す行動をした場合、
 - (b) お客様が本サービスに対する料金を期限までに支払わなかった場合、
 - (c) 法によりサービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションが本サービスを終了することが義務付けられた場合(お客様に対する本サービスの提供が違法である、または違法となった場合など)、
 - (d) サービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションが、本サービスの全体または一部を中止することを決定した場合(法律の変更により、お客様の国・地域で本サービスの提供を継続することが实际的でなくなった場合など)、
 - (e) お客様が無償で本サービスを利用している場合、6 カ月以上本サービスが利用されなかった場合、または
 - (f) その他、サービス提供者が相当の理由をもって本サービスの提供を継続することが不適当と判断したとき。
- 3) サービス提供者は、前項のほか、商業上の合理的な理由に基づき、当該サービスの提供を終了させることができます。ただし、この場合、サービス提供者は当該終了日の 6 カ月前までに、事前にお客様に通知するものとします。

第 19 条 サービス終了時の措置

原因の如何にかかわらず、本サービスの提供が終了した時、サービス提供者は、ユーザーID を無効にし、お客様の本サービスへのログインを停止するとともに、本サービスに残存するデータ等が存在する場合には、これを消去するものとします。

お客様は、本サービスの終了までに、お客様の費用と責任において、お客様データをバックアップまたは自らの記録装置に移動しておくものとします。

第 20 条 その他

1) 準拠法

サービス提供者の所在地が日本国内である場合、本規約は日本法に準拠しこれに基づき解釈されるものとし、本規約から生じたまたはこれに関連する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所とします。

サービス提供者の所在地が日本国外の場合、本規約はサービス提供者の本店の所在する地域、州または省における法令に準拠しこれに基づき解釈されるものとし、本規約から生じたまたはこれに関連する紛争はサービス提供者の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的裁判所とします。

2) 適用言語

本規約は日本語版を正本とします。

3) プライバシー

サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、お客様から提供される個人情報の収集、利用および管理に関し、適用される個人情報の保護に関する法令および以下の URL に記載のお客様にご案内するプライバシーポリシーを遵守します。

https://direct-fb.fujifilm.com/ap1/sc/privacy_policy_auth/ja/index.html

4) 譲渡禁止

お客様は、本規約または本規約に基づく権利および義務の一部または全部を、サービス提供者からの事前の書面による同意なく譲渡することはできません。サービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションは、自己の関連会社が、本規約を遵守することを条件に、お客様の事前の同意を得ることなく、本規約または本規約に基づく権利および義務の一部または全部を当該関連会社に譲渡することができるものとします。

5) 輸出規制

本サービスを通じてデータ、ソフトウェアまたはその他のコンテンツを転送、掲示またはアップロードするなどの、本サービスおよび本ソフトウェアの利用には、お客様の所在国その他の国の輸出規制関連法令が適用される場合があります。

お客様は、適用されるすべての輸出規制関連法令を遵守することに同意します。

6) 権利不放棄

本規約に定めるサービス提供者の全部または一部の権利放棄は、サービス提供者が書面により署名したものでない限り、法的効力はありません。

サービス提供者が本規約に基づくある権利を放棄した場合においても、他の機会における同じ権利の放棄とはみなされません。

7) 可分性

本規約のいずれかの部分が、無効または執行不能とされたときは、その部分は、両当事者の本来の意図が可能な限り反映される形で、適用法令に則して解釈され、残余部分については、完全に有効に存続するものとします。

8) 完全合意

本規約は、お客様とサービス提供者との間における完全な合意を構成し、お客様による本サービスの利用について規定するものであり、本サービスに関するお客様とサービス提供者との間における従前の合意と置き換えられます。

9) 契約条項の存続

本規約において、その性質から本契約の終了または満了後も有効に存続すると考えられる条項は、そのように解釈されるものとします。

10) 反社会的勢力の排除

(a) お客様ならびにサービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。

(b) お客様ならびにサービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させる相当な努力を払う義務を負うものとします。

(c) お客様ならびにサービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、前二号に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が他の当事者に影響を与えると判断した場合には、直ちに他の当事者にその事実を報告します。

以上

IT Expert Services IoMT デバイスマネジメントサービス 追加条項

本追加条項は、サービス利用規約とともに、「IT Expert Services IoMT デバイスマネジメントサービス」を契約されるお客様とサービス提供者との間の契約を構成するものです。

本追加条項に定めのない限り、本追加条項で使用される定義語は、サービス利用規約により定義された定義語に準じます。

第1条 定義

- 1) 「サービス契約」とは、サービス提供者所定の注文書によるお客様からの申込みに対して、サービス提供者が注文請書により承諾した、本サービスに関する契約を意味し、その契約条件は、注文書/注文請書に記載の契約条項、サービス利用規約等に規定され、サービス提供先・サービス料金等の契約内容は、注文書/注文請書に添付の契約明細等に記載されます。
- 2) 「オンラインサービス」とは、本サービスのうち、Claroty Ltd (以下、Claroty 社という) が管理・運営するプラットフォームを通じて提供されるクラウドサービスをいいます。
- 3) 「収集サーバー」とは、通信データを取得するためお客様のネットワーク環境内に設置した本サービス専用のサーバーをいいます。収集サーバーは Claroty 社の資産です。
- 4) 「サポートサービス」とは、本サービスのうち、サービス利用規約第 6 条に基づき本追加条項第 3 条で定めるサービスをいいます。
- 5) 「レポートサービス」とは、本サービスのうち、本追加条項第 4 条で定めるサービスをいいます。
- 6) 「IoMT 機器」とは、Internet of Medical Things の略で、ネットワークに接続する機能を持つ医療機器を指します。なお、オンラインサービス上では異なる名前が表示される場合があります。
- 7) 「OT 機器」とは、Operational Technology の略で、主に設備インフラで利用されているハードウェアを最適に動かすための機器をいいます。なお、オンラインサービス上では異なる名前が表示される場合があります。
- 8) 「デバイスハント」とは、オンラインサービス上でデバイスを可視化する活動のことを指します。
- 9) 「施設」とは、20 床以上の病院のことを指します。

第2条 オンラインサービス

- 1) お客様に提供するオンラインサービスは、Claroty 社により管理・運営されており、収集サーバーで取得した通信データの分析結果をオンラインサービス上に表示します。
- 2) オンラインサービスの利用に際し、お客様は、本追加条項に加えて、Claroty 社が提供する次の約款等に記載された内容に従うものとします。
 - CLAROTY END USER LICENSE AGREEMENT

*上記の約款等は、次の URL にある「Claroty 社提供の約款等」に掲載
https://www.fujifilm.com/fb/support/software/ites_iomt_sec/agreement

上記約款等は、英文表記を正規のものとし、お客様に別途和訳が提示された場合、当該和訳はあくまでもお客様の便宜のための参考文書となります。

第3条 サポートサービス

お客様に提供するサポートサービスの内容は次の通りとします。

- 1) サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先において、次の各号に対するお客様からのメールによる問い合わせに対し、助言するものとします。
 - (a) オンラインサービスの基本的な使い方、設定方法
 - (b) その他、オンラインサービスの利用に際し、サービス提供者がお客様への助言が必要と判断するお問い合わせへの対応ただし、オンラインサービスの運用方法や障害切り分け、およびオンラインサービスを利用した作成物の作成支援、開発行為・商品のカスタマイズ・独自の設計が必要な場合の問合せ等は、サポートサービスには含まれないものとします。
- 2) サービス提供者がサポートサービスをお客様に提供する時間帯は次のとおりとします。

土曜日、日曜日、国民の祝日および富士フィルムビジネスイノベーション指定休業日を除く、
9:00~12:00、13:00~17:00
- 3) サービス提供者は、お客様がサポートサービスを利用する際に有用な情報を、サービス提供者が運用する Web サイト等にて必要に応じて提供するものとします。
- 4) サービス提供者は、お客様からの問い合わせに対し、必要に応じてお客様に代わり Claroty 社に問い合わせを行い、お客様へ回答できるものとします。
- 5) お客様は、Claroty 社により提供されるオンラインサービス上の問い合わせ機能を利用することができます。Claroty 社の対応には、オンラインサービスのサポートおよびメンテナンスが含まれます。
- 6) サービス提供者は、操作説明等の教育コンテンツを提供するものとします。

第4条 レポートサービス

お客様に提供するレポートサービスの内容は次の通りとします。

- 1) サービス提供者は、オンラインサービスで取得した情報をもとに分析を行い、お客様に対して定期的に報告するものとします。
- 2) サービス提供者によるレポートは、オンラインサービスの利用開始後四半期毎とします。

第5条 削除

第6条 提供条件

● お客様管理者

- 1) 本追加条項第 3 条第 1 項のお客様からサービス提供者へのお問い合わせは、お客様管理者に限定するものとし、お客様はお客様管理者を少なくとも 1 名 (原則 2 名まで) 選任し、サービス提供者に通知するものとします。
- 2) お客様管理者を変更する場合、お客様はサービス提供者へ通知するものとします。
- 3) お客様は、本サービスを提供するにあたり必要となるお客様管理者などの情報を、サービス提供者が Claroty 社へ提供することについて同意するものとします。

- 契約全般
 - 4) 本サービスの契約期間は、契約明細に記載の契約開始日から契約満了日までとします。
 - 5) 本サービスの課金対象は、オンラインサービス上で表示されるデバイス種別のうち、IoT 機器および OT 機器に分類された機器となります。当該デバイス種別以外に分類された機器は課金対象外となります。デバイス種別の分類は Claroty 社の責任で行われるものとします。なお、いずれの発注時においても、定められた数量以上の数量で発注してください。ライセンスの発注数量の上限はありません。
 - 6) 別途定めがある場合を除き、お客様がサービス提供者に対して支払ったサービス料金の払い戻しはできません。
 - 7) 本サービスで使用する通信回線およびインターネット接続事業者との契約は、お客様の費用と責任で締結するものとします。
- 初回発注
 - 8) お客様は、初年度の契約において、契約パターン A もしくは B のどちらかを選択し、想定される IoT 機器および OT 機器の台数を合計した数量以上にて初回発注を行うものとします。
 - 9) お客様が初回発注において契約パターン A を選択した場合、標準ライセンス 84 台を下限として初回発注を行い、追加発注は本条 13 項乃至 15 項の定めに従って行うものとします。
 - 10) お客様が初回発注において契約パターン B を選択した場合、サービス対象となる病床数の 2 倍以上の数量、かつ、標準およびオプションサービスのライセンス料金の総額が 270 万円以上となるように初回発注を行うものとし、追加発注は本条 14 項および 15 項の定めに従って行うものとします。なお、前記の最低料金は 1 施設ごとに適用されるものとします。
 - 11) 本サービスを導入する拠点では、発注後にデバイスハントを実施します。サービス提供者は、デバイスハント実施後にオンラインサービス上で IoT 機器および OT 機器に分類された数量をお客様に対し報告します。
 - 12) デバイスハント開始後、サービス提供者は、お客様情報をオンラインサービスに登録します。お客様は、登録に係る電子メールを受領後、オンラインサービスの利用を開始することができます。ただし、サポートサービスは初回発注の契約開始日から利用できるものとします。
- 追加発注
 - 13) 契約パターン A を選択し、本条 11 項のデバイスハントで報告した数量が初回発注の数量に対して増加していたときは、増分の数量以上での追加発注が必要となります。その際、初回発注時のライセンス料金と合わせてライセンス料金の総額が 270 万円以上となるように追加発注を行うものとします。お客様が当該数量の報告日から 1 カ月以内に追加の発注を行わない場合、サービス提供者は本サービスの提供を終了するものとします。
 - 14) 契約期間中に、オプションサービスの追加を行う場合、お客様は、サービス提供者にオプションサービスの追加発注を行うものとします。オプションサービスは、標準ライセンスと同数量を発注するものとします。
 - 15) お客様は、追加分の利用開始希望日の少なくとも 7 営業日前までに、サービス契約の注文書をサービス提供者に提出するものとします。追加分の契約満了日は、初回発注の契約満了日に合わせるものとします。なお、契約満了日まで 2 カ月を切るとオプションサービスの追加発注はできません。
- 契約終了
 - 16) お客様が本サービスの契約満了日前に本サービスを継続する意思表示を行わない場合、サービス契約の契約条項第 3 条 1 項但し書きにかかわらず、契約期間の満了をもって本サービスは終了となります。
 - 17) 本条 16 項またはその他の事由による本サービスの終了、および、本条 18 項による解約後、サービス提供者は本サービス上のデータをいつでも予告なく削除できるものとします。
- 中途解約
 - 18) サービス利用規約第 18 条 1 項の定めにかかわらず、お客様による契約期間中の本サービスの解約は、サービス提供者に対して解約日の 2 カ月前までに書面で意思表示することにより行えるものとします。ただし、お客様が本サービスを解約しても、未払いのサービス料を支払う義務を免れるものではなく、また、解約前にお客様が支払ったサービス料の払い戻しはできません。
- 契約更新
 - 19) サービス契約の契約条項第 3 条 1 項但し書きにかかわらず、本サービスの契約は自動更新ではありません。
 - 20) 本サービスの契約を更新する場合、お客様は、契約満了日の少なくとも 7 営業日前までに、サービス契約の注文書をサービス提供者に提出するものとします。契約更新時の数量は、契約満了日直前のレポートサービスにおいて報告するものとします。ただし、標準サービスおよびオプションサービスのライセンス料金の総額が 1 施設あたり 270 万円以上になるよう発注するものとします。
- 収集サーバー
 - 21) お客様は、収集サーバーで取得した通信データのうち、本サービスの提供に必要な情報をオンラインサービスへ送信し、Claroty 社が情報処理することに同意するものとします。
 - 22) 収集サーバーに対するサポートサービスは、Claroty 社および Claroty 社が委託する業者が対応する場合があります。Claroty 社および Claroty 社が委託する業者がサポートするなかで、お客様に対して障害切り分けやトラブルシューティングに関する作業を依頼する場合があります。
 - 23) お客様は、本サービスのご利用に際して収集サーバーの設定および使用環境条件が、サービス提供者から事前に通知する使用環境条件に適合するよう維持するものとします。なお、当該設定、維持はお客様の責任と費用をもって行うものとします。
 - 24) 契約期間中に収集サーバーの追加が必要な場合、お客様は、速やかにサービス提供者に対して追加の発注を行うものとします。
 - 25) 全損等の理由で収集サーバーの交換が必要な場合、お客様は、一定期間において本サービスの提供が受けられない可能性があることに同意するものとします。
 - 26) 本条 16 項またはその他の事由による本サービスの終了、および、本条 18 項による解約後、または、何らかの事情によってサービス提供できない場合、お客様は、Claroty 社へ収集サーバーを返却する必要があります。収集サーバーの返却に伴う準備作業はお客様にて実施いただきます。集荷業者の手配および配送費用の負担は Claroty 社の責任で行われます。
- 3 年契約
 - 27) 本サービスを 3 年契約した場合、以下の各号が適用されるものとします。
 - (a) お客様は、契約期間中、毎年発注を行うものとします。
 - (b) 次年度分の発注は、当年度末日の少なくとも 7 営業日前までにサービス契約の注文書をサービス提供者に提出するものとします。
 - (c) ベースラインおよび発注数量の考え方は以下に定めます。
 - ・ 1 年目の発注数量が初年度ベースラインとなり、年度ごとにベースラインが決定されます。次年度ベースラインは当年度ベースラインの数量を下回ることができません。
 - ・ 次年度ベースラインは、当年度末日直前のレポートサービスにおいて報告される数量に応じて確定します。
 - ◇ 当該数量が当年度ベースラインに対して 105% 以上の場合は、次年度ベースラインを更新し、次年度分は当該数量以上で発注するものとします。
 - ◇ 当該数量が当年度ベースラインに対して 105% に満たない場合は、当年度ベースラインを維持し、次年度分は当年度ベースラインの数量以上で発注するものとします。
 - ◇ ただし、いずれの場合も標準およびオプションサービスのライセンス料金の総額が 1 施設あたり 270 万円以上

となるように発注するものとします。

- 初回発注時に発注したライセンスの単価は、3年間変動しないものとします。
- 契約期間内にデバイス数が増加し、次年度分の発注時にデバイスレンジが変更となる場合、初年度ベースラインからの増分のみに対して、新しいデバイスレンジの単価が適用されるものとします。
- ベースラインは、3年間の契約期間を満了する際にリセットされます。
- (d) 契約期間中にオプションサービスを追加する場合、当年度ベースラインの数量にて、残契約月数分を発注するものとします。適用単価は都度見積もりを提示するものとします。
- (e) 契約期間中に本サービスを途中で解約する場合、サービス提供者はお客様に解約加算金を請求することができるものとします。解約加算金は、以下に定めるとおり計算します。ただし、3年目のサービス料金を支払った後に本サービスを解約する場合、本号は適用されないものとします。なお、契約期間中の部分解約はできません。
 - ライセンス 「3年契約の1年目のベースライン」×解約時点のライセンス構成の発注時単価×残契約年数
 - 収集サーバー(有償) 発注時単価×残契約年数

● 月額商品契約

28) 本サービスの月額商品を契約した場合、以下の各号が適用されるものとします。

- (a) お客様は必要な月数分をまとめて発注を行うものとします。
- (b) デバイスハント実施後の利用期間が3か月以下の場合、レポートサービスは提供されないものとします。レポートサービスを受けていない場合で契約を更新する場合、発注数量は別途協議するものとします。
- (c) お客様が初回発注において契約パターンAを選択した場合、本追加条項第6条第11項のデバイスハントで報告した数量が初回発注の数量に対して増加していたときは、増分の数量以上での追加発注が必要となります。その際、また、当該増加数量が初回発注時のライセンス料金と合わせてライセンス料金の総額が22万5千円/月以上となるように追加発注を行うものとします。お客様が当該数量の報告日から1か月以内に追加の発注を行わない場合、サービス提供者は本サービスの提供を終了するものとします。
- (d) お客様が初回発注において契約パターンBを選択した場合、サービス対象となる病床数の2倍以上の数量、かつ、標準およびオプションサービスのライセンス料金の総額が22万5千円/月以上となるように発注を行うものとし、追加発注は本追加条項第6条第14項および第15項の定めに従って行うものとします。なお、前記の最低料金は1施設ごとに適用されるものとします。
- (e) 月額商品を契約した場合、本追加条項第6条第20項のただし書きに定める総額270万円以上を22万5千円/月以上に変更するものとします。

● オプションサービス「IoT デバイスマネジメントサービス 収集サーバー構築サービス」

29) 本サービスのオプションサービス「IoT デバイスマネジメントサービス 収集サーバー構築サービス」を契約したお客様には、以下の各号が適用されるものとします。

- (a) 収集サーバー構築サービスは、お客様が本サービスを利用することを目的とし、お客様に代わってサービス提供者（サービス提供者から再委託された事業者を含む）が収集サーバーの設置および疎通確認作業を実施します。あらかじめ定められた手順に基づき次の作業を行うものとします。
 - 収集サーバーの設置
 - 収集サーバーの設定内容の確認
 - 収集サーバーとクラウド接続用ケーブルの結線
 - 収集サーバーからクラウド環境への疎通確認
 - 収集サーバーとミラーポート用ケーブルの結線
 - ミラーポートによる通信取得状況の確認
- (b) 前提条件および注意事項は以下の通りとします。
 - 収集サーバー構築サービスの提供には、「IoT デバイスマネジメントサービス」の契約を前提とし、サービス提供者が定める書類の提出が必要となります。
 - 収集サーバー構築サービスの提供に必要な設備の準備、既存設備への設定変更、外部接続環境の構築等は、作業当日までにお客様にて実施するものとします。
 - 収集サーバー構築サービスは、発注後解約できないものとします。

● オプションサービス「IoT デバイスマネジメントサービス 活用支援サービス」

30) 本サービスのオプションサービス「IoT デバイスマネジメントサービス 活用支援サービス」を契約したお客様には、以下の各号が適用されるものとします。

- (a) 活用支援サービスは、オンラインミーティングの実施により、お客様における本サービスの活用を支援します。活用支援サービスでは、以下を実施するものとします。
 - 活用事例、運用イメージ等の説明
 - お客様の運用方針、運用方法等のヒアリング
 - お客様の運用方針、運用方法に合わせた操作、設定等の説明
 - お客様の運用方針、運法方法に合わせた関連資料の提出
- (b) 前提条件および注意事項は以下の通りとします。
 - 活用支援サービスの提供には、「IoT デバイスマネジメントサービス」の契約が必要となります。
 - オンラインミーティングは、最大4回までとし、本サービスの契約開始日もしくは活用支援サービスの発注を受理した日のいずれかを起点とし、最大6か月以内もしくは本サービスの契約満了日までに実施するものとします。
 - 活用支援サービスは、発注後解約できないものとします。

第7条 お客様の責任

お客様および利用ユーザーは、本サービスに入力・格納される個人情報について、適用を受けるすべての国の個人情報保護に関する法令および関連規則等を遵守して適切に取り扱うものとします。また、富士フイルムビジネスイノベーションは、当該個人情報の不適切な取扱いにより生じた結果について一切の責任を負わないものとします。

第8条 責任の制限および免責事項等

- 1) サービス利用規約第8条に規定する本サービスの変更および第14条第2項に規定する本サービスの中断に係るお客様への事前通知は、Claroty社より本サービスのオンラインサービスにおいて事前通知されるものとし、サービス提供者はその通知に関する責任を負わないものとします。

- 2) サービス利用規約第 18 条 3 項但書きの定めにかかわらず、サービス提供者は、当該終了日の 1 カ月前までに事前にお客様に通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。この場合、サービス提供者の選択により、未履行分に相当する料金の返金もしくは Claroty 社によるオンラインサービスの提供を行うものとします。
- 3) サービス利用規約第 9 条 6 項の定めにかかわらず、サービス提供者は、料金改定日の 1 カ月前までに事前にお客様に通知することにより、サービス料金を改定することができるものとします。ただし、料金改定がお客様に不利とならない場合、料金改定日の前日までに通知することにより当該料金を改定することができるものとします。
- 4) サービス利用規約第 17 条 1 項第 2 段落の定めにかかわらず、サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションの責任の総額は、当該責任を生じさせる事柄の発生前の 1 年間にお客様が本サービスを使用するためにサービス提供者またはお客様が本サービスを発注した販売店に支払った総額を限度とします。この限度額は累積的であり、事象ごとではありません。
- 5) お客様は、本サービスがお客様のシステムの脅威、脆弱性、マルウェア、悪意のあるソフトウェアのすべてを発見、特定、認識または修復することについて瑕疵がないことを保証するものではないこと、ならびに、これらに瑕疵があった場合にお客様に生じた損害について、サービス提供者および Claroty 社にそれらの責任を負わせないことを理解し、同意するものとします。また、お客様は、サイバー攻撃等からお客様のシステムを防御すること、サイバー攻撃等による被害が生じた際の対応はお客様の責任と費用で実施するものであり、サービス提供者および Claroty 社に対して、それらの責任を負わせないことを理解し、同意するものとします。
- 6) お客様は、オンラインサービスに適用されるすべての著作権、企業秘密、特許、およびその他の知的財産権の所有権が Claroty 社に帰属することを認識し、同意するものとします。これには新しいバージョンのリリース、アップデート、機能強化、修正または改良、および Claroty 社の機密情報が含まれるものとします。
- 7) オンラインサービスのプログラムや技術、デザイン等を含む全ては Claroty 社の単独かつ排他的な所有物であり、お客様はここに明示されている以外のいかなる個人、企業、または機関に対しても、直接的または間接的に、販売、公開、開示、またはその他の方法で伝達してはならないものとします。
- 8) お客様は、(i) オンラインサービスの全てまたはその一部を変更したり、二次的著作物を作成したりしないこと、(ii) Claroty 社によって提供された、または Claroty 社によっていつでも要求される可能性のあるコピー、メディア、マスターまたはパッケージ素材に表示された、またはそれらに提供された、オンラインサービスの名称、著作権、商標、またはその他の表示または凡例を削除、変更、オンラインサービスとメディアのコピーに追加しないこと、(iii) オンラインサービスからリバースアセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、またはその他の方法でソース・コード（またはその根底にあるアイデア、アルゴリズム、構造または組織）を導き出そうとしないことに同意するものとします。
- 9) オンラインサービスに関するお客様からのフィードバックデータ（例：質問、コメント、提案など）（以下、総称して「フィードバック」）は、サービス提供者より非機密情報として Claroty 社へ通知されることに同意するものとします。Claroty 社は、フィードバックをオンラインサービスおよび/または Claroty 社の現在または将来の製品またはサービスに使用または組み込むための、非独占的で、全世界で利用可能なロイヤリティフリーの永久ライセンスを有するものとします（パートナーまたはお客様の承認を得ることなく、さらに対価を支払うことなく）。
- 10) お客様は、オンラインサービスおよび Claroty 社の機密情報における Claroty 社の権利を保護するために、Claroty 社に協力するものとします。Claroty 社に対する権利侵害に気づいた場合、お客様は速やかに Claroty 社にその旨を通知することに同意するものとします。Claroty 社は、独自の裁量で、オンラインサービスとその機密情報における Claroty 社への権利侵害について、いかなる当事者に対しても訴訟を起こす権利を独占的に有するものとします。お客様は、Claroty 社の費用負担で、そのような訴訟の遂行において、Claroty 社に全面的に協力することに同意するものとします。

第9条 その他

- 1) お客様は、本サービスの品質向上、仕様改善または必要に応じたお客様への提案のために、オンラインサービス上で取得した情報やお客様が本サービスを利用したログまたは利用履歴を、サービス提供者が収集することに同意するものとします。
- 2) 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社およびそのグループ会社は、お客様から提供される個人情報の収集、利用および管理に関し、以下のプライバシーポリシーを遵守します。サービス提供者は本サービスの提供にあたり、お客様から提供された個人情報を Claroty 社に提供する場合があります。
https://direct-fb.fujifilm.com/apl/sc/no_login_privacy_policy/
- 3) Claroty 社におけるお客様の個人情報の取扱いは、以下の Claroty 社のプライバシーポリシーを遵守します。
<https://claroty.com/privacy-policy>
- 4) 本サービスは日本国内のお客様のみに提供されています。日本国外にお住まいの方は、ユーザー登録およびサービスのご利用はできませんので、ご了承くださいませようお願いいたします。
- 5) 本サービスの利用にあたって、お客様従業員の個人データを取得し、国際移転することについて、お客様自身が各国の法令に基づいて必要な対応する責任があります。

第10条 利用権を購入されたお客様に対する特約事項

お客様が指定する事業者（以下、指定事業者という）を通じて、本サービスを利用する権利を購入したお客様には、次の条件が適用されるものとします。

- 1) サービス利用規約第 8 条第 3 文、第 9 条 1 項、2 項ならびに 6 項、第 10 条 6 項および第 18 条 2 項 (b) の定めは適用されないものとします。
- 2) 本追加条項第 5 条に記載の全ての発注および意思表示は、お客様と指定事業者との間で、双方合意した方法にて行うものとします。
- 3) 本追加条項第 5 条に記載の追加および更新時の発注期限は、それぞれ「7 営業日前」を「20 営業日前」と読み替えるものとします。
- 4) 本追加条項第 1 条 1 項、第 5 条 18 項ならびに 27 項、第 7 条 3 項は、適用されないものとします。
- 5) 本追加条項第 5 条 3 項は、次のとおり変更するものとします。
お客様は、本サービスを提供するにあたり必要となるお客様管理者などの情報を、サービス提供者が Claroty 社および指定事業者へ提供することについて同意するものとします。
- 6) 本追加条項第 5 条 4 項は、次のとおり変更するものとします。
本サービスの利用期間は、サービス提供者からお客様および指定事業者に対し、手配完了に伴い送信されるメールに記載されるものとします。
- 7) 本追加条項第 5 条 6 項は、次のとおり変更するものとします。
別途定めがある場合を除き、お客様が指定事業者に対して支払ったサービス料の払い戻しはできません。
- 8) 本追加条項第 7 条 2 項は、次のとおり変更するものとします。
サービス利用規約第 18 条 3 項但書きの定めにかかわらず、サービス提供者は、当該終了日の 1 カ月前までに事前にお客様に通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。この場合、サービス提供者の選択により、指

- 定事業者による未履行分に相当する料金の返金もしくは Claroty 社によるオンラインサービスの提供を行うものとします。
- 9) 本追加条項第 7 条 4 項は、次のとおり変更するものとします。
- サービス利用規約第 17 条 1 項第 2 段落の定めにかかわらず、サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションの責任の総額は、当該責任を生じさせる事柄の発生前の 1 年間にお客様が本サービスを使用するために指定事業者を支払った総額を限度とします。この限度額は累積的であり、事象ごとではありません。

附則

2023 年 11 月 1 日 制定

2024 年 3 月 8 日 改訂

2024 年 5 月 30 日 改訂

2024 年 11 月 5 日 改訂

2025 年 4 月 28 日 改訂

2026 年 6 月 30 日 改訂

以上